

別表第1(第3条第1項関係)

(平成19規則63・一部改正)

商品	基準単位量	商品	基準単位量
(日用品)		ヨーグルト	100グラム
合成洗剤(台所用)	10ミリリットル	風味調味料	10グラム
〃 (洗たく用)	100グラム	食塩	100グラム
〃 (住居用)	10ミリリットル	緑茶	10グラム
練菌みがき	10グラム	しょう油	100ミリリットル
石けん	10グラム	ソース	100ミリリットル
シャンプー	10ミリリットル	ケチャップ	100グラム
ヘアリンス	10ミリリットル	マヨネーズ	100グラム
ラップフィルム	1メートル	食酢	100ミリリットル
アルミホイル	1メートル	即席カレー	10グラム
トイレットペーパー	10メートル	ドレッシング類	100ミリリットル
ティッシュペーパー	10枚	インスタントコーヒー	10グラム
(加工食品)		インスタントココア	10グラム
ベーコン	100グラム	紅茶	10グラム
ハム	100グラム	果実飲料	100ミリリットル
ソーセージ	100グラム	食用油	100グラム
インスタント粉末クリーム	10グラム	砂糖	100グラム
チーズ	100グラム	はちみつ	100グラム
かんめん	100グラム	ジャム	100グラム
マカロニ	100グラム	(生鮮食品等)	
スパゲッティ	100グラム	かぼちゃ	100グラム
バター	100グラム	小麦粉	100グラム
マーガリン	100グラム	パン粉	100グラム
みそ	100グラム	精肉	100グラム
		まぐろ	100グラム

備考 この表の基準単位量にかかわらず、基準単位量がグラムで定められている商品が製造段階等において、リットル、ミリリットル、立方センチメートルで表示されている場合にはミリリットルで、また基準単位量がミリリットルで定められている商品が製造段階等においてキログラム、グラムで表示されている場合はグラムで、それぞれ表示してさしつかえない。この場合、基準量はこの表の基準量と同量を使用すること。